

市川市立行徳小学校「いじめ防止基本方針」

令和4年4月1日
市川市立行徳小学校

1 いじめ防止のための対策に関する基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、また他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条の規定による）

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域の方及び関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれを対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止の施策

(1) いじめの未然防止

「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢で指導を行うとともに、いじめは、教職員の児童観や指導の在り方及び学校の教育活動全体が問われる問題であるとの認識をもって以下の点に取り組む。

- ・ 明るくあいさつと好ましい言語環境作りの徹底を図る。
- ・ 生活目標の一元化とフィードバックによる共感的な人間関係の育成を図る。
- ・ 児童主体の「イエローリボン運動」の取組等、「いじめをしない」態度の育成を図る。
- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や

職員会議で周知を図り、全職員で共通理解を図り、指導力の向上に努める。

(2) いじめの早期発見

- ・年3回の生活アンケートを実施することで、いじめの実態把握に活かすとともに、児童との面談を行い、早期対応を行う。
- ・児童、保護者、教職員が抵抗無く、いじめに関して相談できる体制を整える。
- ・ゆとりぎ相談員やスクールサポートスタッフなどの職員との連携を図る。

(3) いじめの発生時の対処

①事実確認と報告

- ・発見、通報、相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・事実確認の結果は、学級担任及び学年主任が被害及び加害児童の保護者に連絡する。特に、事案が生命・身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると校長が判断した場合は、速やかに教育委員会に報告し協議する。
- ・いじめの状況や背景等について行徳小学校いじめ対策委員会で報告・説明し、今後の指導方針や対応について協議し、決定する。
- ・被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

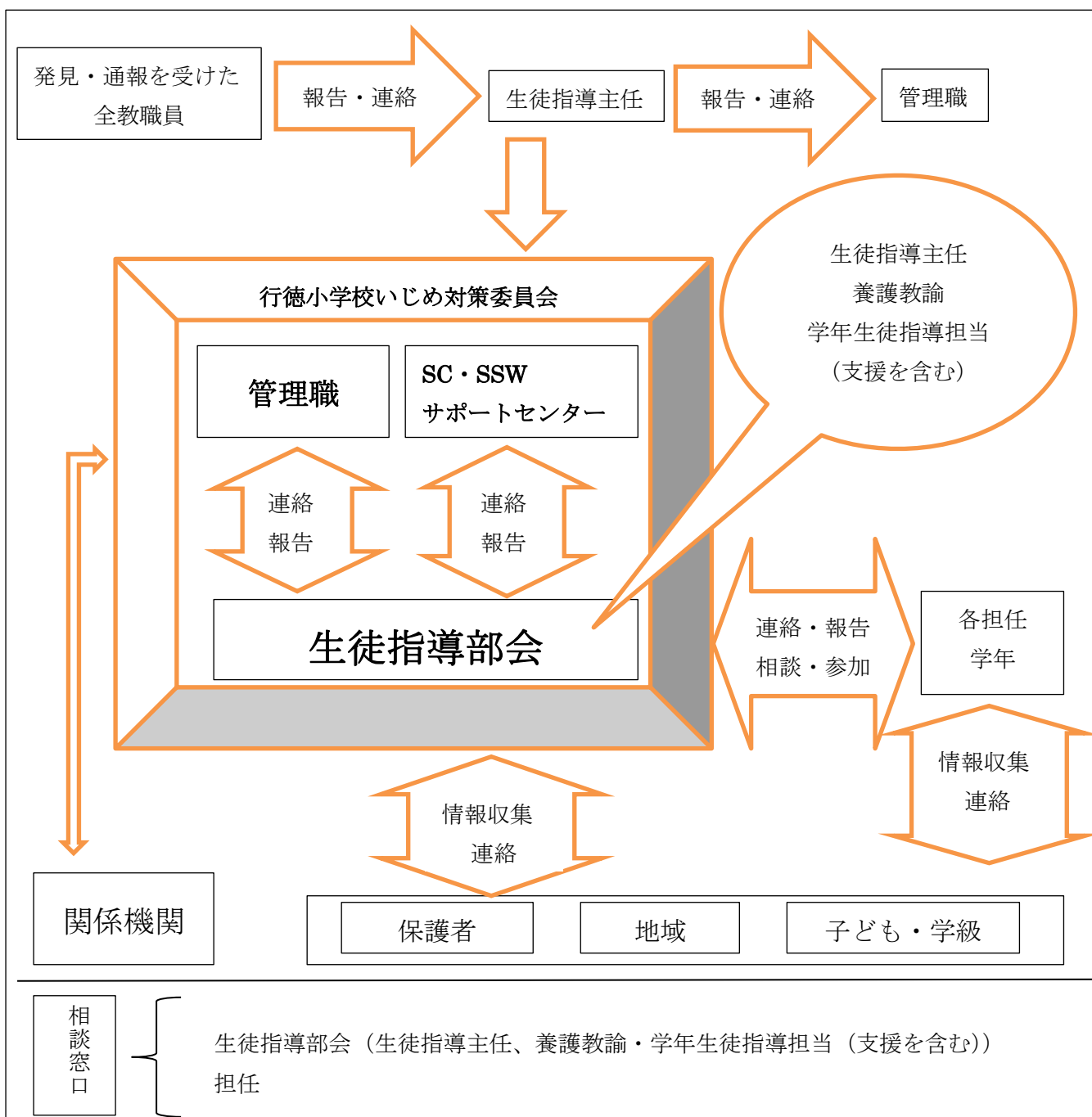
②いじめの解決に向けた対応及び配慮事項

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際には、いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや公表を望まない事案は公開しないことを伝え、できる限り不安を除去するとともに、いじめられた児童の安全を確保することを最優先とする。
- ・加害児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進める。

(4) 重大事案への対応

※重大事案とは、被害児童の生命・身体の安全が脅かされるおそれが高い事案のこと

- ・見守り体制を整え、いじめられた児童の生命・安全を確保する。
- ・カウンセラー、養護教諭等と連携し、いじめられた児童の心のケアを図る。
- ・行徳小学校いじめ対策委員会を招集し、事実関係を明確にするための調査の実施又は市が行う調査への協力をする。
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童への指導を行う。
- ・市川市教育委員会に報告する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携を図る。



①名称及び組織

- ・行徳小学校いじめ対策委員会

②役割

役職	役割	内容
校長	全体指揮	教育委員会への連絡・説明及び対応策の連携
教頭	外部との交渉	保護者及び外部との対応・指導助言（相談窓口）
生徒指導主任	委員長	委員会の招集、協議の進行、いじめ防止策の立案
教務主任	事務局	基本方針の立案
学年主任	委員	事実の確認及び児童への指導助言
全教職員		いじめの拡大防止の指導・心のケア

3 公表、点検、評価等について

(1) 基本的な考え方

- ・いじめ問題を隠蔽しない。ただし被害及び加害児童の人権等を保全する必要がある場合を除く。
- ・いじめ基本方針が機能しているか、定期的に点検及び評価し、改善に取り組む。

(2) 措置

- ・学校便り、ホームページ等で、「行徳小学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ・いじめに関する生活アンケートを年3回及び必要に応じて適宜実施し、統計・分析を行い、これに基づいた具体的な対応を図る。